

平成21年3月18日

風俗行政研究会 第1回会合配布資料

1 出会い系喫茶・類似ラブホテル共通

- (1) 風営法上の店舗型性風俗特殊営業（風営法第2条第6項） _____ 1
- (2) 風営法における店舗型性風俗特殊営業に対する規制の概要 _____ 2

2 出会い系喫茶関係

- (1) 出会い系喫茶の現状等について _____ 4
- (2) 出会い系喫茶に言及した政府決定 _____ 5
- (3) 店舗型異性紹介営業（いわゆる「出会い系喫茶」）の法規制の実施等について _____ 6
（横浜市長から警察庁長官宛ての要望書）
- (4) 出会い系喫茶営業に係る検挙事例 _____ 7

3 類似ラブホテル関係

- (1) 店舗型性風俗特殊営業（第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕）の要件一覧表 8
- (2) 届出ラブホテル及び類似ラブホテルの数 _____ 9
- (3) 「地域において問題になっているラブホテル等への対応について」（平成18年
10月4日付け警察庁丁生環発第276号） _____ 10
- (4) 市区町村におけるラブホテル・モーテル等の建築に係る規制条例の制定状況 _____ 16
- (5) ラブホテル・モーテル等の建築規制条例における規制内容 _____ 20
- (6) 類似ラブホテルに多く見られる特徴 _____ 21
- (7) 児童買春等の犯行場所分析結果（平成20年下半期） _____ 22
- (8) 意見書の提出について _____ 23
（兵庫県議会議長から国家公安委員長宛てのもの）
- (9) 子どもの良好な教育環境の保全に関する意見書 _____ 25
（兵庫県明石市議会から国家公安委員長宛てのもの）
- (10) 青少年の良好な教育環境の保全に関する要望書 _____ 27
（明石市長から国家公安委員長宛てのもの）

風営法上の店舗型性風俗特殊営業(風営法第2条第6項)

1号営業 (いわゆるソーブランド営業)

浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業

2号営業 (いわゆるファッションヘルス営業)

個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業

3号営業 (いわゆるストリップ劇場、のぞき部屋、ヌードスタジオ営業)

専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場として政令で定めるものを経営する営業

4号営業 (いわゆるラブホテル、モーテル、レンタルルーム営業)

専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

→ ラブホテル等の具体的な要件の見直しは政令事項

5号営業 (いわゆるアダルトショップ営業)

店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

6号営業

前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

(性を売り物にする新たな形態の営業が出現した場合における迅速な対応を可能とするための規定。現在これに該当する営業は政令に規定されていない。)

→ 法の定める委任の要件を満たしている営業については政令により店舗型性風俗特殊営業と位置付けることが可能

風営法における店舗型性風俗特殊営業に対する規制の概要

	内 容
届出	<p>○ 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出書を提出しなければならない。(法27①)</p>
営業禁止区域等	<p>○ <u>営業禁止区域(法28①)</u> 保護対象施設(学校や児童福祉施設等の法定施設又は都道府県条例で定める施設)の敷地の周囲200メートルの区域内</p> <p>○ <u>営業禁止地域(法28②)</u> 善良の風俗等を害する行為等を防止するため必要があるとして都道府県条例で定める地域。なお、例えば、北海道では、ファッションヘルス、ストリップ劇場、アダルトショップについては、すすきのを除く全域が禁止地域になっている一方、ラブホテルについては、都市計画法上の商業地域以外の地域が禁止地域となっているなど、禁止地域は営業の種類ごとに異なる。)</p> <p>○ <u>営業時間の制限(法28④)(ラブホテル、モーテル及びレンタルルームを除く。)</u> 都道府県は、条例で定めるところにより、午前0時から日出時までの時間における営業時間を制限することができる。</p>
禁止行為等	<p>○ <u>無届営業者による広告宣伝の禁止(法27の2)</u></p> <p>○ <u>広告及び宣伝の規制(法28⑤、⑧)</u> 営業者は、以下の方法で広告・宣伝をしてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業禁止区域又は営業禁止地域において看板やはり紙等の広告物を表示すること ・ 人の住居にビラやパンフレット等を配り、又は差し入れること ・ 営業禁止区域又は営業禁止地域においてビラやパンフレット等を頒布すること ・ 営業禁止区域又は営業禁止地域以外の地域において18歳未満の者(年少者)に対してビラやパンフレット等を頒布すること ・ その他清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝をすること </p> <p>○ <u>接客従業者に対する拘束的行為の規制(法28⑩)(法18の2準用)</u> 営業者は、その営業に関し、以下の行為をしてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所の接客従業者に対して、接客従業者でなくなった場合には直ちに債務を完済することを条件として、高額の債務を負担させること ・ 高額の債務を負担させた接客従業者の旅券や運転免許証を保管するなどすること </p> <p>○ <u>客引き等(法28⑫一、二)</u> 営業者は、その営業に関し、客引きをしたり、客引きをするために道路等で人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとってはならない。</p> <p>○ <u>年少者を客に接する業務に従事させること(法28⑫三)</u></p> <p>○ <u>年少者を客として立ち入らせること(法28⑫四)</u></p> <p>○ <u>未成年者への酒類又はたばこの提供(法28⑫五)</u></p>
義務	<p>○ <u>届出確認書の備付け(法27⑤)</u> 営業者は、公安委員会から交付された届出確認書を営業所に備え付けなければならない。</p> <p>○ <u>広告又は宣伝時における年少者利用禁止の明示(法28⑨)</u> 営業者は、その営業の広告・宣伝をするとき、年少者がその営業所に立ち入ってはならない旨を明らかにしなければならない。</p> <p>○ <u>年少者の立入禁止表示(法28⑩)</u> 営業者は、年少者がその営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しなければならない。</p> <p>○ <u>従業者名簿の備付け(法36)</u></p>

	<p>○ <u>接客従業者の年齢等確認・確認記録の保存(法36の2①、②)</u> 営業者は、その営業に関し、接客従業者の生年月日、国籍等を確認しなければならない。また、当該確認内容を従業者名簿に記載し、当該確認に使用した書類の写しを従業者名簿に添付するなどして保存しなければならない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">行政処分</p>	<p>○ <u>指示処分(法29)</u> 公安委員会は、営業者等が、その営業に関し、この法律等の規定に違反したときは、その営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。</p> <p>○ <u>営業停止処分(法30①)</u> 公安委員会は、営業者等が、その営業に関し、この法律に規定する罪等をしたとき又は営業者がこの法律に基づく処分に違反したときは、その営業者に対し、その施設を用いた営業について、8月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>○ <u>既得権営業者に対する営業廃止命令(法30②)</u> 公安委員会は、営業者等が、その営業に関し、この法律に規定する罪等をしたとき又は営業者がこの法律に基づく処分に違反した場合において、営業者が営業禁止区域又は営業禁止地域においてその営業を営む者であるときは、その者に対し、その施設を用いた営業の廃止を命ずることができる。</p> <p>○ <u>店舗型性風俗特殊営業の停止又は廃止を命ずる場合における旅館業等に対する営業停止命令(法30③)</u> 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業の停止又は廃止を命ずるときは、その営業者に対し、その施設を用いて営む浴場業営業、興行場営業又は旅館業について、8月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>

※丸数字は「項」、漢数字は「号」

出会い系喫茶の現状等について

1 店舗数

出会い系喫茶（店舗を設けて、当該店舗において、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、対面しての会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業をいう。）は、全国15都道府県で88店舗（平成20年12月末現在。19年12月末は、77店舗。）を把握。

※ 東京都25店舗、大阪府22店舗、愛知県10店舗、神奈川6店舗、兵庫県5店舗、埼玉県4店舗、北海道・宮城県・千葉県各3店舗、京都府2店舗、静岡県・岐阜県・三重県・広島県・福岡県各1店舗

2 出会い系喫茶の利用を契機とした福祉犯（性犯罪）事件の検挙

平成19年1月から平成20年12月末までの間～59件

- 内訳
- ・ 児童買春 46件
 - ・ 児童ポルノ 3件
 - ・ 青少年保護育成条例（淫行の禁止）違反 10件

	件 数				人 員			
	計	児童買春	児童ポルノ	淫行条例	計	児童買春	児童ポルノ	淫行条例
平成19年	26	19	3	4	17	14	0	3
平成20年	33	27	0	6	34	28	0	6
計	59	46	3	10	51	42	0	9

3 出会い系喫茶に対する警察の対応

(1) 出会い系喫茶の検挙状況（平成19年1月～平成20年12月末）

- 出会い系喫茶の検挙～8件
 - ・ 屋外広告物条例違反4件
 - ・ 職業安定法違反（虚偽広告労働者募集）
 - ・ 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例違反
 - ・ 売春防止法違反（周旋）
 - ・ 児童福祉法違反
- 出会い系喫茶を仮装した性風俗店等の検挙状況
 - ・ 風営法違反（禁止地域における店舗型性風俗特殊営業）
 - ・ 売春防止法違反（周旋・場所提供業）

(2) 18歳未満立入制限等自主規制の働き掛けの実施

出会い系喫茶の営業者に対して、18歳未満の者の営業所への立入制限等の自主規制措置をとるよう、出会い系喫茶が存在する15都道府県のうち、12都府県でこれまでに働き掛けを実施。

4 青少年保護育成条例の改正の動き

- ・ 神奈川県、京都府、埼玉県、大阪府及び千葉県は、青少年保護育成条例を改正（出会い系喫茶営業の府県知事への届出義務、青少年の営業所への入場規制等を設けるもの）。

※ 神奈川県～平成20年10月17日公布、同年12月1日施行
 京 都 府～平成20年10月14日公布、同年11月13日施行
 埼 玉 県～平成20年12月24日公布、21年2月1日施行
 大 阪 府～平成20年12月24日公布、21年2月23日施行
 千 葉 県～平成21年3月6日公布、同年5月1日施行予定

- ・ そのほか、兵庫県、愛知県等においても同様の条例改正が行われる予定。

出会い系喫茶に言及した政府決定

1 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進

④ 少年を取り巻く有害環境の浄化

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や「全国青少年健全育成強調月間」において、「有害環境の浄化」を重点項目の一つとして、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携を図りつつ各種取組を進めるとともに、有害環境の浄化を図るなどの各種取組を集中的に実施するよう広報・啓発活動を実施する。また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶等の営業について、18歳未満の青少年の立入制限等の自主規制措置に係る働き掛けや関係法令の積極的活用による取締りに努めるとともに、必要に応じ新たな規制についてその要否を含め検討する。さらに、青少年インターネット環境整備法に基づく取組を推進するとともに、出会い系サイトその他のサイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、出会い系サイト規制法の効果的な運用及びサイト事業者による自主的な取組を推進する。あわせて、フィルタリング事業者、保護者等に対する犯罪情報の提供を促進する。

2 青少年育成施策大綱（平成20年12月青少年育成推進本部決定）

5 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備施策の基本的方向

(3) 情報・消費環境の変化への対応

② 青少年を取り巻く有害環境への対応

(性風俗関連特殊営業の取締り等)

性風俗関連特殊営業に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

また、風俗営業に対し、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき必要な指導を行うとともに、18歳未満の青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為に対する厳正な取締りに努める。

さらに、児童買春等の契機となり得る出会い系喫茶等の営業についても、営業者に対し、18歳未満の青少年の営業所への立入制限等の自主規制措置をとるよう働き掛けるとともに、関係法令を積極的に活用した取締りに努める。

店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い喫茶」)の法規制の実施等について

現在、「出会い喫茶」という営業が大都市圏を中心に広がっており、これに伴い、利用した青少年が児童買春やわいせつ行為の被害者となる事件も多発しています。

「出会い喫茶」は、料金を支払った男性客が店内にいる面識のない女性を指名し、合意すれば店外に連れ出すことができるというもので、現在のところ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)などの規制対象とはなっておりません。

こうした状況に鑑み、首都圏の各自治体では独自の条例などによる取組を進めているところですが、今後、こうした法の隙間を縫った極めて悪質な営業が、全国各地で展開されることが十分に想定されるため、青少年の保護、清浄な地域環境の保持の両面から、全国一律に規制し、また、青少年が利用することのないよう啓発することが必要です。

そこで、国におかれては、

- 1 「風営法」の改正により「出会い喫茶」を全国一律に規制すること
- 2 保護者や青少年に対し、「出会い喫茶」の危険性などについて周知啓発を行うこと

を早期に実施されるよう強く要望します。

平成20年11月12日

警察庁長官 吉村 博人 様

八都県市首脳会議

座長 横浜市 長 中 田



埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	堂 本 暁 子
東京都知事	石 原 慎太郎
神奈川県知事	松 沢 成 文
川崎市 長	阿 部 孝 夫
千葉市 長	鶴 岡 啓 一
さいたま市長	相 川 宗 一

出会い系喫茶営業に係る検挙事例

【事例1】屋外広告物条例違反

出会い系喫茶経営者(39)らは、平成19年1月、条例により立看板等の表示が禁止されている道路標識の支柱に、同店の店舗案内広告の立看板を貼付した。平成19年3月、出会い系喫茶経営者ら2人を、屋外広告物条例違反で検挙した(北海道)。

【事例2】職業安定法違反(虚偽広告労働者募集)

出会い系喫茶経営者(40)らは、平成19年12月、店内に待機させて男性客の会話相手等をさせる女性客を集めるために、求人情報誌に架空の店舗名で「ネイリスト・ネイルサロンスタッフ募集」等と虚偽の広告を掲載させ、雇う意思もないのに求人の募集を行った。20年5月までに、出会い系喫茶経営者ら2人を、職業安定法違反(虚偽広告・虚偽の条件提示による労働者募集)で検挙した(北海道)。

【事例3】東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例違反

出会い系喫茶店長(24)らは、平成20年5月、条例で定める営業所設置禁止区域(学校から200メートルの区域内)においてデートクラブ営業を営み、同営業所において、18歳未満であることを知りながら、18歳未満の者をデートクラブの客とした。同月、出会い系喫茶店長ら9人を、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例違反(営業に係る営業所の設置禁止区域、デートクラブ営業者の禁止行為)で逮捕した(警視庁)。

※ 同条例上「客と他の異性の客との間における対価を伴う交際を仲介する営業」がデートクラブ営業と定義されている。

【事例4】児童福祉法違反

出会い系喫茶店長(24)らは、平成20年8月から同年9月にかけて、15歳未満であることを知りながら、15歳未満の者を従業員として雇い、同店の広告宣伝用ティッシュの配布や同店内における男性客の話し相手をさせ、さらには、店外デートに同伴させるなどの業務に従事させ使用した。同年10月、出会い系喫茶経営者ら2人を、児童福祉法違反(有害支配)等で逮捕した(大阪)。

【事例5】風営法違反(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

出会い系喫茶経営責任者(36)らは、平成20年11月、本店、支店A及び支店Bの所在地が法令に定める店舗型ファッションヘルス営業の営業禁止地域であるにもかかわらず、それぞれの店舗個室において、男性客に対し、同店女性従業員に性的サービスをさせた。同月、出会い系喫茶経営責任者ら8人を、風営法違反(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)で逮捕した(警視庁)。

【事例6】売春防止法違反(周旋、場所提供業)

出会い系喫茶経営者(51)らは、平成20年9月から同年10月にかけて、男性客と同店女性従業員とを店内個室で引き合わせ、同個室での売春の周旋及び売春の場所提供を業とし、あるいは近隣ホテルでの売春を周旋した。同年11月、出会い系喫茶経営者ら6人を、売春防止法違反(周旋、場所提供業)で逮捕した(警視庁)。

店舗型性風俗特殊営業(第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕の要件一覧表

専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む)の用に供する施設

1 政令で定める施設

ホテル、旅館
 その他客の宿泊の用に供する施設であつて、食堂(調理室を含む)、ロビーのいずれか一方又は両方の床面積が下表の数値に達しないもの

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
30人以下	3.0㎡	3.0㎡
31~50人	4.0㎡	4.0㎡
51人以上	5.0㎡	5.0㎡

◆ 対象外 ◆
 食堂、ロビーの両方の床面積が上記表の数値に達しているもの

◆ 対象外 ◆
 客との面接に適するフロント、玄関、待合場その他これらに類する設備において常態として以下のことを行う施設
 ◇ 宿泊者名簿の記載
 ◇ 宿泊料金の受渡し
 ◇ 客室のかぎの授受
 但し、右上記①~⑦のいずれかの設備を有するものは規制対象となる

2 政令で定める設備

① 動力により振動し又は回転するベグ
 ② 横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(特定用途鏡)で面積が1㎡以上のもの(天井、壁、仕切り、ついでにその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る)
 ③ 専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

次の④~⑦までに掲げる物品を提供する自動販売機その他の設備

④ 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又ははその複製物
 ⑤ ④に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
 ⑥ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディ スク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の視覚によつては認識することができない方法を用いる)による記録に係る記録媒体
 ⑦ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

ラブホテル

3 政令で定める構造

客の使用する自動車の車庫
 ~天井(天井のない場合)にあつては、屋根)及び二以上の側壁(ついでに、カーテンその他これらに類するものを含む)を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあっては、その客の自動車の駐車のために供する区画された車庫の部分を用いる

A 通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造
 B 通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面出入口を有する構造
 C 客の宿泊する個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設(当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く)に通じる出入口を有する構造

モーテル

届出ラブホテル及び類似ラブホテルの数

○ 届出ラブホテル → 3963施設

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)第2条第6項第4号に掲げる営業(レンタルルーム営業を除く。)の施設

○ 類似ラブホテル → 3593施設

風営法第2条第6項第4号に掲げる営業の届出をしていないが、届出ラブホテルの施設と同様の外観を備えるなど、これと類似していると各都道府県警察において認める形態のもの

※ 「届出ラブホテルの施設と同様の外観を備えるなど」とは、

- 玄関又は駐車場の出入口に遮蔽物が設けられる等により客の出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの
- 形態、意匠、色彩、照明その他の外観が著しく派手又は奇異であるもの
- 施設の外部に空室表示、休憩料金の表示等がなされているものをいう。

都道府県名	届出ラブホテル (H19.12.31)	類似ラブホテル (H20.4.10)	都道府県名	届出ラブホテル (H19.12.31)	類似ラブホテル (H20.4.10)
北海道	217	94	京都府	59	81
青森県	94	29	大阪府	119	164
岩手県	63	38	兵庫県	61	172
宮城県	55	106	奈良県	44	41
秋田県	34	45	和歌山県	53	29
山形県	72	31	鳥取県	27	22
福島県	138	55	島根県	17	25
東京都	115	485	岡山県	41	57
茨城県	147	101	広島県	74	94
栃木県	132	56	山口県	83	35
群馬県	152	20	徳島県	56	7
埼玉県	129	244	香川県	61	31
千葉県	160	131	愛媛県	66	30
神奈川県	88	258	高知県	43	5
新潟県	91	54	福岡県	175	126
山梨県	49	27	佐賀県	97	5
長野県	72	79	長崎県	16	94
静岡県	198	83	熊本県	105	94
富山県	48	11	大分県	69	41
石川県	84	18	宮崎県	85	46
福井県	59	17	鹿児島県	105	49
岐阜県	51	73	沖縄県	65	45
愛知県	133	155			
三重県	59	54			
滋賀県	22	36			
			合計	3963	3593

原議保存期間3年
(平成21年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生環発第276号
平成18年10月4日
警察庁生活安全局生活環境課長

地域において問題になっているラブホテル等への対応について

最近、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第6項第4号に掲げる営業には該当しないが、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供され、同号に掲げる営業を営むホテル(以下「ラブホテル」という。)と同様の外観を備えるなど、ラブホテルに類似した形態で営業するホテル(以下「類似ラブホテル」という。)が全国各地に建築され、現に営業している。

類似ラブホテルについては、ラブホテルの営業禁止区域等に建築されることが多いことから、風俗環境の悪化等を憂慮した地域住民による建築反対運動が起きているほか、既に営業しているものについては、その特異な外観や営業方法、広告・宣伝等から警察に対し、多数の取締り要望、苦情等が寄せられるに至っている。また、こうした状況に合わせて、最近、ラブホテルの営業に対する地域住民の視線もより厳しいものになっているところである。

警察としては、管下地域内に類似ラブホテルが建築され、又は営業されている場合はもちろん、ラブホテルの営業であっても、これにより地域の良好な住環境や善良の風俗が害され、又は害されるおそれがあると認めるときは、風営法の規制が及ぶか否かにかかわらず、これに的確に対応する必要がある。そのためには、風営法の規制はもとより、建築基準法や旅館業法の規制についても関係機関にその発動を促すなどの措置を適切に講じる必要がある。

そこで、下記のとおりラブホテル又は類似ラブホテル(以下「ラブホテル等」という。)に係る問題に対して、警察がとるべき措置をまとめたので、了知の上、その対応に誤りのないようになされたい。

記

1 ラブホテル等の実態把握

ラブホテル等に該当するおそれのある施設の建築については、風評の収集、建築関係機関への照会等を通じて、施設の建築着工及び構造設備、営業の方法等に関する情報の早期入手に努め、風営法施行令で定める施設・構造設備を設けることとしているか否か等、ラブホテル等への該当性について速やかに確認するものとする。

また、既に営業を開始しているラブホテル等については、都道府県の建築確認担当職員や当該ラブホテル等の利用者からの情報等を踏まえ、明らかにラブホテルに該当するものについては、風営法に基づく立入りをを行い、その施設・構造設備等について確認するとともに、ラブホテルに該当するか否か明らかでないものについては、当該ラブホテル等の営業者の同意を求めて行う確認行為や都道府県の担当職員の立入調査を通じるなどの方法により、その実態の把握に努めるものとする。

その上で、ラブホテルについては下記2(1)、類似ラブホテルについては下記2(2)のとおり対応されたい。

2 ラブホテル等に対してとるべき措置

(1) ラブホテルに対する措置

ア 違法営業に対する警告・指導

違法なラブホテル等の営業を確認した場合においては、当該違法営業を直ちに中止し、営業を再開する場合には、一般のホテル営業として営むことができる構造設備に変更した上で行うよう警告、指導を行うなどして、速やかに違法営業の状態を解消させるものとする。

イ 違法営業に対する取締りの実施

警告・指導に従わず違法営業を継続するなどの悪質な事案においては、営業者はもとより従業員等についても、無届営業、禁止区域等営業、違法な広告宣伝等に係る罰則を適用するなどして、厳正な取締りを実施するものとする。

(2) 類似ラブホテルに対する措置

ア 建築基準法を適用できる場合

建築基準法では、都市計画法に定める商業地域以外の用途地域においては、ラブホテルだけではなく類似ラブホテルの建築も禁止されている。さらに、都道府県知事等は、違法建築物について、工事の施工の停止及び違反是正の措置命令を行うことができるとされている。

よって、類似ラブホテルが商業地域以外の用途地域に存在する、又は存在することとなるおそれとなる場合には、地域住民の要望等を踏まえ、都道府県の関係部局等に対し、これらの措置命令等の的確な執行について積極的に申し入れるものとする。

なお、類似ラブホテルに対する建築基準法による規制等の概要については、別紙1を参考とされたい。

イ 旅館業法を適用できる場合

旅館業法では、ホテル営業等の旅館業を営もうとする者について、施設の構造設備等について一定の要件を具備しなければ、都道府県知事等は営業許可を与えないこととされており、許可を受けないで行う類似ラブホテルの営業は禁止されている。さらに、既に営業している者に対しては、都道府県知事等において、報告要求、立入検査、構造設備の是正の措置命令及び行政処分を行うことができるとされている。そして、類似ラブホテルについても、地域を定めて条例で規制できる仕組みとなっている。

よって、前記アと同様、地域住民の要望等を踏まえ、都道府県の関係部局等に対し、これらの措置命令等の的確な執行について積極的に申し入れるものとする。

なお、類似ラブホテルに対する旅館業法による規制等の概要については、別紙2を参考とされたい。

ウ 措置命令に従わない者等に対する措置

これらの法令に基づく都道府県知事等の措置命令に従わず、違法建築の是正

措置を行わず、又は違法営業を取行する者等については、都道府県の関係部局等との連携を密に行い、これらの法令による摘発等適切な措置を講じるよう努めるものとする。

3 条例による抑止

全国の約120の自治体において、「良好な生活環境の維持、青少年の健全な育成を図ること」等を目的とし、ラブホテル等の建築を規制する条例が制定、施行されているところであるが、これらの条例は、ラブホテル等の建築には一定の要件を備えた上で、首長の同意を求めることとする規制内容を定めており、ラブホテル等の建築の抑止に効果がみられるところであるので、ラブホテル等の建築等に係る問題への対応の参考とされたい。

建築基準法における建築規制について

1 建築物の建築等に関する申請及び確認等（建築基準法第6条、第7条等）

建築基準法第6条等において、建築主は、建築物を建築しようとする場合等において、事前に確認申請書を提出して建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこと、工事完了の検査を申請しなければならないことなどとされており、ラブホテル等の建築についても、これらの義務が生じることになる。

2 商業地域以外の用途地域におけるラブホテル等の建築の禁止規定

(1) 建築基準法の規定

建築基準法第48条において、「個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの」について、都市計画法に定める商業地域以外の用途地域における建築の禁止が規定されている。

(2) 建築基準法施行令の規定

「政令で定めるもの」について、建築基準法施行令第130条の9の2において、「ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの」と規定している。

さらに、国土交通省は、「これらに類するもの」の解釈について、国土交通省住宅局市街地建築課長から都道府県建築主務部長、指定都市建築主務部長あての技術的助言（平成17年11月15日付け国住街発第181号、以下「技術的助言」という。）において、

専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供することを目的するいわゆるラブホテルについても、政令で定める「その他これらに類するもの」に該当するものであるが、このラブホテルについては、風営法の規制の対象にならないものであっても、例えば、

- 客が必ず通過し自由に出入りすることができる共用の玄関を有しない構造であるもの
- 客と従業員とが開放的に対面できる玄関帳場を有しない構造であるもの
- 施設の規模に応じた、客が自由に利用することができるロビー、応接室等を有しない構造であるもの
- 玄関又は駐車場の出入口に遮蔽物が設けられる等により客の出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの
- 形態、意匠、色彩、照明その他の外観が著しく派手又は奇異であるもの

等、建築物の構造、形態、意匠等から「ラブホテル」と認められるものについては、政令で定める「これらに類するもの」に該当するものであること

と示している。

3 違法建築物に対する措置命令

建築基準法第9条第1項においては、特定行政庁（都道府県知事等）は、建築基準法令の規定等に違反した建築物については、当該建築物の建築主等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却等これらの規定に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができ、この命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することが規定されている。

旅館業法におけるホテル営業規制について

1 許可の要件

旅館業法第3条第1項は、「旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市は又は特別区にあっては、市長又は区長。以下略）の許可を受けなければならない。」と規定しており、風営法の届出対象にならない類似ラブホテルであっても、旅館業を經營するためには、この都道府県知事の許可を要することとなる。

(1) 旅館業法に定める許可の欠格事由

旅館業法第3条第2項において、「その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき」等が、また、同第3項において、「許可申請に係る施設の設置場所が、学校等の施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき」が、許可の欠格事由として規定されている。

(2) 政令で定める構造設備の基準

旅館業法第3条第2項の「政令で定める基準」については、旅館業法施行令第1条において、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること」、「その他都道府県が条例（保健所設置地域は市区条例）で定める構造設備の基準に適合すること」等が規定されている。

さらに、「都道府県条例で定める構造設備の基準」については、昭和59年、旅館業法を所管する厚生労働省（当時厚生省）においては、いわゆるラブホテル、モーテル類似施設の建築を巡る地域住民との紛争等の問題を踏まえ、「旅館業における善良の風俗の保持を図るため」、都道府県知事等に対し、「旅館業における善良風俗の保持について」（昭和59年8月27日衛指第23号、各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生省生活衛生局長通知（以下「局長通知」という。））が発せられている。

そして、この局長通知においては、都道府県条例の構造設備基準規則準則について、「旅館業によって善良の風俗が害されることのないように、都道府県知事が必要があると判断する地域については、当該地域につき基準規則準則（以下①～⑤のとおり）を参照して所要の事項を定めること。」とされている。

【基準規則準則】

- ① 施設の外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造であること。
- ② 玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じてはならないこと。
- ③ 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、がん具その他これに類するものを備えつけてはならないこと。
- ④ 浴室の内部が当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならないこと。
- ⑤ 施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告物を備え付けてはならないこと。

2 営業開始後の規制内容

(1) 政令で定める施設の利用基準

営業開始後の営業施設については、旅館業法第4条第3項において、「第1項に規

定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。」と規定されており、以下のとおり、これに基づく旅館業法施行令第3条において、その利用基準が定められているほか、局長通知において利用基準の運用に当たっての留意事項が示されている。

ア 旅館業法施行令第3条第1号

善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

※ 局長通知

「その他の物件」には、人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻品等の装飾品が含まれる。

イ 旅館業法施行令第3条第2号

善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

※ 局長通知

「善良の風俗が害されるような広告物」とは、けばけばしく色彩が著しく奇異なネオン、広告設備が含まれる。

(2) 宿泊者名簿の備付け等

旅館業法第6条第1項において、「営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があったときは、これを提出しなければならない」と規定（罰則…5千円以下の罰金）され、同条第2項において、「宿泊者は、営業者から請求があったときは、前項に規定する事項を告げなければならない。」と規定（虚偽の申告をした場合においては、拘留又は科料）されている。

(3) 報告の要求、立入検査

旅館業法第7条において、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、当該営業の施設に立ち入り、その構造設備等を検査させることができる。」と規定されている。

(4) 措置命令

旅館業法第7条の2において、「都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第3条第2項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」と規定されている。

(5) 許可取消し又は営業停止

旅館業法第8条において、「都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は、第3条第2項第3号に該当するに至ったときは、同条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。」と規定されている。

市区町村におけるラブホテル・モーテル等の建築に係る規制条例の制定状況
(全国35都道府県の220市区町村において制定)

都道府県名	条例名
北海道	共和町旅館等建築審議条例
	北広島市ラブホテル建築規制条例
	小樽市ラブホテル建築規制条例
青森	八戸市ラブホテル建設等規制条例
岩手	盛岡市ラブホテル建築規制条例
	滝沢村モーテル類似施設建築規制条例
	奥州市モーテル類似施設建築規制条例
	金ヶ崎町モーテル類似施設建築規制条例
	紫波町モーテル類似施設建築規制条例
	北上市モーテル類似施設建築規制条例
	軽米町モーテル類似施設建築規制条例
	普代村モーテル類似施設建築規制条例
秋田	美郷町ラブホテル等建築規制条例
	三種町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
	大仙市モーテル類似旅館規制条例
東京	渋谷区ラブホテル建築条例
	あきるの市都市環境条例
	国立市ラブホテル建築規制に関する条例
	町田市ラブホテル建築の規制に関する条例
	武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例
茨城	龍ヶ崎市特殊旅館の建築規制に関する条例
	守谷市ラブホテル建築規制に関する条例
	取手市ラブホテル建築規制に関する条例
	つくば市ラブホテルの建築等規制条例
群馬	富士見村ラブホテル建築規制条例
埼玉	三郷市ラブホテルの建築規制に関する条例
	行田市ラブホテル建築規制条例
	入間市ラブホテルの建築規制に関する条例
	新座市ラブホテルの建築規制に関する条例
千葉	浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例
	柏市ラブホテル建築規制条例
	我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例
	船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例
	市川市ラブホテルの建築規制に関する条例
	松戸市ラブホテル建築等規制条例
神奈川	鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例
	茅ヶ崎市ラブホテル規制条例
新潟	新潟市ラブホテル建築等規制条例
長野	飯田市モーテル類似施設建築規制条例
富山	砺波市青少年健全育成のための建築等の規制に関する条例
石川	金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例
	小松市類似モーテル建築の規制に関する条例
	白山市モーテル類似施設の規制に関する条例
	野々市町ラブホテル建築の規制に関する条例
	内灘町社会環境整備等に関する条例
	津幡町社会環境整備等に関する条例
	かほく市社会環境整備等に関する条例
	羽咋市社会環境保全に関する条例
	宝達志水町社会環境整備等に関する条例
	志賀町モーテル類似施設の規制に関する条例
	中能登町モーテル類似施設設置の規制に関する条例
	七尾市社会環境整備等に関する条例
穴水町類似モーテル等施設設置の規制に関する条例	

	輪島市社会環境整備等に関する条例
	能登町社会環境整備等に関する条例
岐阜	羽島市モーテル類似施設建築等の規制に関する条例
	岐南町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
	笠松町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
	海津市モーテル類似旅館建設等の規制に関する条例
	郡上市旅館建築の規制に関する条例
	美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途制限に関する条例
	富加町特定用途制限地域における建築物等の用途制限に関する条例
	坂祝町特定用途制限地域における建築物等の用途制限に関する条例
	御嵩町モーテル類似施設等の規制に関する条例
	多治見市環境設備保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
	土岐市生活環境保全に関する条例
	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例
	高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例
愛知	豊山町ラブホテル建築規制条例
	蟹江町ラブホテル建築等規制条例
	東郷町ラブホテル等建築規制条例
	長久手町ラブホテル等建築規制条例
	津島市旅館等の建築の規制に関する条例
	春日井市旅館等の建築の規制に関する条例
	一宮市ホテル等の建築の規制に関する条例
	瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例
	日進市ホテル等の建築の規制に関する条例
	豊明市ホテル等の建築の規制に関する条例
	岩倉市旅館建築の規制に関する条例
大府市旅館等の建築の規制に関する条例	
三重	桑名市モーテル類似旅館建築規制条例
	いなべ市モーテル類似旅館建築等の規制に関する条例
	鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例
	津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例
	名張市モーテル類似旅館建築等規制に関する条例
	旅館の建築規制に関する条例(三重郡川越町)
滋賀	大津市特定旅館建築規制条例
	草津市特定旅館建築規制条例
	栗東市ラブホテル建築規制条例
	守山市特定旅館建築規制条例
	湖南市環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例
	近江八幡市モーテル類似施設の規制に関する条例
	東近江市モーテル類似施設の規制に関する条例
	日野町モーテル類似施設の規制に関する条例
	彦根市旅館等建築規制に関する条例
	豊郷町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
	甲良町教育環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例
	米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例
	長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例
	虎姫町環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例
	湖北町環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例
	木之本町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
	高月町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
	余呉町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例
西浅井町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例	
高島市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例	
	宇治市ラブホテル建築等規制条例
	宇治田原町旅館業施設建築規制条例
	城陽市ラブホテル建築規制条例
	京田辺市ラブホテル建築等規制条例
	久御山町ラブホテル建築の規制に関する条例

京都	長岡京市ラブホテル建築等規制条例	
	井手町ラブホテル建築等規制条例	
	大山崎町ラブホテル等規制条例	
	木津川市ラブホテル建築規制条例	
	精華町ラブホテル建築等規制条例	
	八幡市同伴ホテル建築等規制条例	
	久美浜町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例	
	茨木市ラブホテル建築等規制に関する条例	
大阪	摂津市ラブホテル建築規制条例	
	豊能町ラブホテル建築規制に関する条例	
	池田市ラブホテル建築規制条例	
	箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	豊中市ラブホテル建築規制条例	
	枚方市一般旅館及びラブホテルの建築規制に関する条例	
	交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例	
	寝屋川市ラブホテル建築規制条例	
	四条縣市ラブホテル建築規制に関する条例	
	大東市ラブホテル建築規制に関する条例	
	柏原市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	松原市ラブホテル建築規制条例	
	藤井寺市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	東大阪市ラブホテル建築規制に関する条例	
	富田林市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	太子町ラブホテル建築規制条例	
	千早赤阪村ラブホテル建築規制条例	
	堺市ラブホテル建築等規制条例	
	大阪狭山市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	高石市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	泉大津市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	忠岡町ラブホテル建築規制条例	
	和泉市ラブホテル建築規制条例	
	岸和田市ラブホテル建築規制条例	
	貝塚市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例	
	田尻町ラブホテル建築規制条例	
	泉南市ラブホテル建築規制条例	
	阪南市ラブホテル建築規制条例	
	岬町ラブホテル建築等規制条例	
	兵庫	旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例(西宮市)
		尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例
明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例		
加古川市ラブホテル建築規制に関する条例		
宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例		
高砂市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例		
三木市遊技場等及びラブホテルの建築等の規制に関する条例		
加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例		
奈良	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例	
	大和郡山市ラブホテル等建築規制条例	
	天理市ラブホテル建築等規制条例	
	生駒市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例	
	香芝市ラブホテル建築規制に関する条例	
	葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例	
	宇陀市ラブホテル建築等規制条例	
	田原本町ラブホテルの建築等の規制に関する条例	
	上牧町ラブホテル建築等規制条例	
	広陵町ぱちんこ店及びゲームセンター並びにラブホテルの建築の規制に関する条例	

	河合町ラブホテル建築等規制条例
鳥取	伯耆町生活環境保全に関する条例
	日吉津村環境保全に関する条例
	廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例
広島	坂町地区計画区域内建築物の制限に関する条例
	尾道市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例
	阿武町モーテル類似旅館規制条例
山口	玉川町モーテル類似旅館規制条例
徳島	北島町ラブホテル建築規制に関する条例
福岡	福津市モーテル類似施設建築規制条例
	筑前町モーテル類似施設建築規制条例
	古賀市モーテル類似施設建築規制条例
	志免町モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	篠栗町モーテル類似施設建築規制条例
	黒木町ラブホテル建築等規制条例
	宮若市モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	飯塚市モーテル類似施設建築規制条例
	大刀洗町モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	みやこ町モーテル類似施設設置規制条例
	筑紫野市モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	太宰府市モーテル類似施設建築規制条例
	大野城市モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	那珂川町モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	久留米市モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	香春町モーテル等の建築及び営業の規制に関する条例
	福智町旅館建築の規制に関する条例
	水巻町モーテル類似施設設置規制条例
	芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	二丈町モーテル類似施設設置規制条例
	志摩町モーテル類似施設の建築規制に関する条例
須恵町モーテル類似施設建築規制条例	
佐賀	多久市特殊旅館の建築規制に関する条例
	有田町特殊旅館の建築規制に関する条例
長崎	諫早市モーテル類似旅館の建築に関する条例
	南島原市モーテル類似施設の建築規制に関する条例
	長与町モーテル類似旅館業を目的とした建築物の規制に関する条例
熊本	熊本市ラブホテル建築規制に関する条例
	西原村ラブホテル類似施設の建築規制に関する条例
	菊鹿町特定ホテルの建築規制に関する条例
	菊池市特定ホテルの建築規制に関する条例
大分	由布市モーテル類似施設等建築規制条例
	大分市風俗関連営業に係る建築物の規制に関する条例
	杵築市旧町家地区地区計画における建築物等の制限及びまちづくりに関する条例
鹿児島	鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
	日置市環境保全条例
	湧水町旅館業を目的とした建築の規制に関する条例
	蒲生町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規制に関する条例
	霧島市特殊な旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例
沖縄	糸満市モーテル類似旅館建築規制に関する条例
	恩納村モーテル類似旅館規制条例
	名護市モーテル類似旅館建築規制に関する条例

ラブホテル・モーテル等の建築規制条例における規制内容

1 立地規制

220 条例中 204 条例が立地規制を規定

(内訳)

○ 当該地方公共団体の全域において建築を禁ずるもの	……	61
○ 特定の用途地域等地域を定めて建築を禁ずるもの	……	111
○ 学校等特定の施設の近隣における建築を禁ずるもの	……	116
○ その他のメルクマールにより立地を規制するもの	……	29

(例)

- ・ 通学路から〇〇メートル以内の区域
- ・ 住宅密集地・集落内及びおおむね〇〇メートル以内の区域
- ・ 首長が不適当と認め、あらかじめ公示した地域

2 首長の許可制（同意制）

220 条例中 163 条例が首長の許可制（同意制）を規定

(内訳)

○ 申請に係る施設がラブホテル・モーテル等である場合には一律に不許可（不同意）とするもの	……	40
○ 申請に係る施設がラブホテル・モーテル等である場合には立地規制との抵触の有無を審査し、許否を決するもの	……	97
○ 申請に係る施設がラブホテル・モーテル等である場合には立地規制以外の要素により許否を決するもの	……	39

(例)

- ・ 住民説明会を開催しない場合不許可
- ・ 良好な居住環境を害すると認めた場合不許可
- ・ 都市環境審議会、ホテル等審査会等の意見を聴いて判断
- ・ 申請者が欠格事由（一定の犯歴等）に該当する場合不許可

(参考)

首長の許可（同意）以外の建築統制手段として

- ・ 首長に対する届出制
- ・ 議会の同意
- ・ 建築禁止に違反して建築が開始された場合の首長による中止命令等が規定されている例がある。

※ 「ラブホテル」「モーテル」等の定義は条例ごとに千差万別である。

類似ラブホテルに多く見られる特徴

(そのほとんどは届出ラブホテルにも共通する特徴である)

1 施設面での特徴

- ・ 外観や看板が派手・奇異である。
- ・ 外周に休憩料金が表示されている。
- ・ 外周に空き部屋の有無がリアルタイムで表示されている。
- ・ 外周に18歳未満立入禁止の表示がなされている。
- ・ 部屋数よりも駐車場の数の方が多い。
- ・ 駐車場や車庫の入口にすだれ等の遮へい物、車両ナンバーを隠すための板等が設置されている。
- ・ 出入口の外側から内部が見通せないように遮へい措置がなされている。
- ・ フロントが無人である(有人の場合も目隠しがなされている)。
- ・ シングルルームがない(極めて少ない)。
- ・ ロビーに空室待ち用のスペースが設けられている。
- ・ ロビーに客室案内板(タッチパネル)が設置されている。
- ・ 食堂はあるが営業していない。
- ・ 会議室やバンケットルームが存在しない。
- ・ 上下専用エレベータがある。

2 個室内設備面での特徴

- ・ 自動精算機、エアシューター、小窓等が設置されており、従業員と対面しないで精算をし、又はルームサービスの提供を受けることが可能である。
- ・ 出入口の扉がオートロック又はフロントからの遠隔操作により施錠される。
- ・ 出入口の扉が二重に設けられている。
- ・ 窓の外側に遮へい措置がなされている。
- ・ カラオケ設備や回胴式遊技機が設置されている。
- ・ 性具等自販機がある。
- ・ アダルトビデオを無料で視聴できるテレビが設置されている。

3 営業面での特徴

- ・ 2～3時間の休憩利用が大半である。
- ・ 宿泊のチェックイン時間が遅い。
- ・ 客室に避妊具が備え付けられている。
- ・ 宿泊者名簿の記載がなされていない。
- ・ アダルトグッズを提供している。
- ・ コスプレ用衣装を貸し出している。

4 その他

奇抜でしかも不可解な名称の店舗が多い。

(例) かばのおいしゅさん、ハーフムーンが笑っているリトルチャペル、
世界はふたり、マドリードの街に、イボ・ババラニ、夢みるBiBiちゃん

児童買春等の犯行場所分析結果(平成20年下半期)

	検挙件数	犯行場所			
		届出ラブホテル	類似ラブホテル	一般旅館・ホテル	その他の場所
児童買春	442	127	147	24	148
児童福祉法違反 (児童に淫行をさせる行為)	177	28	54	12	102
各都道府県青少年保護育 成条例違反(みだらな行為)	797	111	126	29	536
合計	1416	266	327	65	786

国公委官収 第2125号
平成20年12月17日

兵議第 1967号
平成20年12月16日

国家公安委員会委員長
佐藤 勉 様

兵庫県議会議長 釜谷 研 造



意見書の提出について

第297回定例県議会において、下記意見書を議決いたしましたので、別添のとおり提出します。

つきましては、現状をご賢察いただき、その実現についてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書
- 2 大麻の取り締まりの強化を求める意見書
- 3 偽装ラブホテルの実効性ある設置規制を求める意見書

兵庫県議会事務局調査課

電話 078(362)3730

偽装ラブホテルの実効性ある設置規制を求める意見書

現在、全国各地でビジネスホテルなど一般の宿泊施設として旅館業の許可を受けながら、実際にはラブホテルとして供用する、いわゆる偽装ラブホテルが多数営業され、地元住民とのトラブルが絶えない状況である。とりわけ、偽装ラブホテルが学校周辺や通学路に面して建設されることによって、良好な教育環境が著しく害され、子供の健全な育成に悪影響を及ぼすことが懸念される。

これまでも、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「旅館業法」などにより建築場所等の規制が講じられ、本県においても、全国で初めて県警に偽装ラブホテルの対策を専任とする部署を設置するなど、法律に基づく取り締まりや指導を強化しているところである。

しかしながら、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」については、ラブホテルの基準が現状に即しておらず、また、「旅館業法」については、本来、公衆衛生等の向上を目的とした法律で、抑止効果が低いなど、十分な成果が上がっていないのが実情である。

よって、国におかれては、子供の良好な教育環境を確保するため、学校周辺や住宅地等における偽装ラブホテルの実効性ある設置規制が可能となるよう、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「旅館業法」の改正等に取り組まれることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
国家公安委員会委員長
警察庁長官

様

兵庫県議会議長 釜谷 研 造

子どもの良好な教育環境の保全に関する
意見書

兵庫県明石市議会

子どもの良好な教育環境の保全に関する意見書

現在、全国各地でビジネスホテルとして旅館業の許可を受けながら、実際にはラブホテルとして供用されている、いわゆる偽装ラブホテルが多数営業されている実態があり、本市においてもその対策に苦慮している。

とりわけ、偽装ラブホテルが学校周辺や通学路に面して建設されることによって、不審者による声かけ、性被害の誘発、交通量の変化による事故などの発生の恐れがあることなど、良好な教育環境が著しく害され、かつ子どもの健全な育成に悪影響を及ぼすことが懸念される。

これまでも、国の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や旅館業法、児童福祉法、各都道府県における青少年保護育成条例等により、規制が講じられてきたところではあるが、十分な成果が上がっていないのが実情である。本市においても平成17年に明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例を制定し、新規建設について規制を講じてきたが、既存のラブホテルについては対応が難しい状況である。

よって、政府及び県におかれては、学校周辺や住宅地等における偽装ラブホテルに対しての設置規制など、実態に即した法令や条例の整備をすること、そして子どもの良好な教育環境の保全に向けた実効性のある、あらゆる対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日

兵庫県明石市議会

青少年の良好な教育環境の
保全に関する要望書

平成20年7月10日

兵庫県明石市
明石市教育委員会

青少年の良好な教育環境の保全に関する要望書

現在、全国各地でビジネスホテル等として旅館業法の許可を受け、実際にはラブホテルとして供用する、いわゆる「偽装ラブホテル」が多数営業されている実態があり、本市においてもその対策に苦慮しております。

とりわけ、「偽装ラブホテル」が学校周辺や通学路付近にあることで、不審者による声かけ、性被害の誘発、交通量の変化による事故などの発生が危惧されるなど、良好な教育環境が害され、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

本市においても、平成17年に「明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例」を制定し、「偽装ラブホテル」の建設の規制については、一定の効果を上げておりますが、条例施行前に建てられた「偽装ラブホテル」については、本条例の規制が及ばないところです。

一方、国の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「旅館業法」、兵庫県の「各法律の施行条例」等により、ラブホテルの営業に対して規制を加えられてきましたが、市民からは、「偽装ラブホテル」の営業実態等を踏まえると、なお規制が不十分との指摘がなされています。

については、貴委員会におかれましては、学校周辺や住宅地等における「偽装ラブホテル」に対しての規制の強化など、実態に即した法令の整備を図られるとともにその運用にあたってご留意賜るなど、良好な教育環境の保全に向け、実効性のある対策を講じられるよう強く要望いたします。

平成20年7月10日

国家公安委員会

委員長 泉 信也 様

明石市長 北口 寛



明石市教育長 森田 尚



神奈川県青少年保護育成条例による「出会い喫茶」の規制について

※この条例で「青少年」とは、小学生以上18歳未満の者をいう。

1 主な経緯

年月	内 容	備 考
H19. 7	風営法の改正による「出会い喫茶」の規制を国(内閣府)に要望	
H19. 11	横浜市内に青少年を積極的に利用させる「出会い喫茶」が開業	
〃	同店に立入調査を実施(条例上の「まんが喫茶」に該当)	以降、継続的に監視
H20. 5	知事が「出会い喫茶」の規制方針を記者発表	「全国で事件が起きており、看過できない。」
〃	県児童福祉審議会社会環境部会において、「条例改正による規制の検討を進めるべき」との意見	以降、施行までに計4回の調査審議
H20. 6	県内で初めての「出会い喫茶」を介した児童買春事件検挙の報道	
〃	インターネットで把握した県内7店舗に対して立入調査を実施	7店中1店で青少年を利用させている実態を把握
〃	県と県警察の連名により県内7店舗に対して自主規制を要請	
H20. 7	風営法の改正による「出会い喫茶」の規制を国(内閣府)に要望	
〃	条例改正の考え方について県民意見募集を実施	
H20. 8	横浜地方検察庁と改正条例の規定について協議	
H20. 9	条例改正案を県議会9月定例会に提案	
H20. 10	条例改正案が県議会で全会一致により可決成立	
H20. 11	八都県市首脳会議において、風営法による「出会い喫茶」規制等を国に共同要望することを合意し、共同要望を実施。	神奈川県知事が内閣府及び警察庁に共同要望書を提出
H20. 12	改正条例を施行(12月1日)	

2 県内の「出会い喫茶」の現況

(1) 店舗の現況

条例施行日以降、5件の営業の届出がなされている。

(2) 青少年の被害状況

青少年が県内の「出会い喫茶」を介して児童買春やわいせつ行為等の被害に遭った事件は、昨年6月以降、現在まで15件把握されている(いずれも事件発生日は改正条例施行前)。

3 規制の概要

「出会い喫茶」の業態

利用客である男性が料金を支払い、店内にいる面識のない女性を選んで会話をし、合意すれば女性を店外に連れ出せる（一部は店内での会話のみ）

規制の背景(立法事実)

- ① 県内でも「出会い喫茶」を利用した少女が児童買春等の被害に遭う事件が多発していること。
- ② こうした場所を利用すること自体が、青少年の健全育成を阻害するものと言えること。
- ③ 現に青少年の利用をうたって広告等を行い、青少年に利用させている店舗が存在していること。

神奈川県青少年保護育成条例（平成20年10月17日改正：同12月1日施行）

【 条例の目的 】

- 青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止する（第1条）

【 出会い喫茶の規制 】

定義「店舗型異性紹介営業」

- 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の交際（会話を含む。）を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。）をいう。

規制内容

「営業者等の禁止行為」

- 青少年を利用者として立ち入らせること
- 青少年を利用者となるよう勧誘すること
- 青少年を利用者に接する業務に従事させること（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

「営業者等の義務」

- 営業の届出
- 従業員名簿の常備（20万円以下の罰金）
- 店舗入り口・広告等への青少年の立入禁止の表示（10万円以下の罰金）

「実効性の確保」に関する規定

- 立入調査
- 罰則
- 営業停止命令(6月以内)

「その他」の規定

- 聴聞・審議会への諮問(営業停止命令の場合)

※営業停止命令違反
(1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金)

4 条例改正にあたっての主な論点

(1) 「出会い喫茶」をどのように定義すれば、確実に規制できるか

店舗の形態を若干変更しただけで容易に規制から逃れることにならないよう、関係法令等を参考としながら慎重に検討した。

(2) 規制対象とする業態をどこまで絞り込むのか

いわゆる結婚相談所等、問題があるとは考えられない他の営業形態まで対象が広がらないよう検討した。

(3) 営業禁止区域・広告禁止区域を設定すべきか

条例の目的が青少年の健全育成を阻害する行為の防止であることや、店舗数や立地状況等に鑑み、当面は、営業禁止区域・広告禁止区域は設けないこととした。

(4) 一定の周知期間を設ける必要があるのではないか

早期に規制を実施すべきとの意見が多い中で、施行規則の制定等の条例施行に必要な手続きを可能な限り急ぎ、併せて、改正条例成立直後に店舗経営者等を集めて説明会を開催し、条例施行を待たずに自主規制を要請するなど、施行に向けた営業者の準備を促した。

【参考とした主な法令】

いわゆるテレホンクラブに係る規制を主に参考とした。

- 旧青少年保護育成条例による「テレホンクラブ等営業所」の規制内容 (H8. 11～H14. 3)
- 風営法による「店舗型電話異性紹介営業」の規制内容

5 条例施行後の主な取組み

(1) 規制の順守徹底

施行日には県警察と合同で立入調査を実施したほか、その後も必要に応じて立入調査を行い、軽微な違反に対する改善指導を行ったが、これまでのところ、青少年の利用は確認されていない。

(2) 青少年等への啓発

県教育委員会・県警察と連携し、県内の全ての国公立中学・高等学校の生徒一人ひとりに、「出会い喫茶」の危険性等を啓発するチラシを配布した(計50万部)。

また、「県のたより」や街頭キャンペーン活動等を通じて、広く県民・保護者に対して、子どもたちが「出会い喫茶」を利用しないよう周知啓発を行った。

【風営法施行令の改正による「出会い喫茶」の規制について】

次の効果が期待できることから、本県としては、風営法施行令による「出会い喫茶」の規制が早期に実現されるよう要望する。

- 神奈川県が、近隣の都県に移動して「出会い喫茶」を利用する可能性がなくなり、神奈川県の青少年の健全育成に大きく寄与するだけでなく、全国的に青少年の犯罪被害が未然に防止できる。
- 営業禁止区域が明記されるため、青少年に影響のある地域において、新たな出店を抑制できる。

（定義）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (8) 店舗型異性紹介営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的交際（会話を含む。以下この号において同じ。）を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。）をいう。

（店舗型異性紹介営業の届出）

第20条の3 店舗型異性紹介営業を営もうとする者は、当該営業を開始する日の10日前までに、当該営業を行う施設（以下「店舗型異性紹介営業施設」という。）ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 店舗型異性紹介営業施設の名称、所在地及び電話番号
- (3) 店舗型異性紹介営業を開始しようとする年月日
- (4) その他規則で定める事項

2 第10条第3項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

（店舗型異性紹介営業を営む者の禁止行為）

第20条の4 店舗型異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を店舗型異性紹介営業施設に当該施設の利用者（以下この条において「施設利用者」という。）として立ち入らせること。
- (2) 青少年に対し、施設利用者となるように勧誘すること。
- (3) 店舗型異性紹介営業施設で青少年を施設利用者に接する業務に従事させること。

（従業者名簿）

第20条の5 店舗型異性紹介営業を営む者は、規則で定めるところにより、店舗型異性紹介営業施設ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所、氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載しなければならない。

（店舗型異性紹介営業施設への立入禁止の表示等）

第20条の6 店舗型異性紹介営業を営む者は、規則で定めるところにより、店舗型異性紹介営業施設の入り口に、青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

2 店舗型異性紹介営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、その店舗型異性紹介営業施設への青少年の立入りを禁止する旨を明らかにしなければならない。

（営業の停止）

第20条の7 知事は、店舗型異性紹介営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたときは、当該店舗型異性紹介営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞）

第20条の8 知事は、前条の規定により、店舗型異性紹介営業の停止を命じようとするときは、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による聴聞を行うときは、その期日の1週間前までに、神奈川県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

(審議会への諮問等)

第24条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- (4) 第20条の7の規定により店舗型異性紹介営業の停止を命じようとするとき。

神奈川県青少年保護育成条例施行規則（抜粋）

(店舗型異性紹介営業の届出)

第15条の2 条例第20条の3第1項の規定による届出は、店舗型異性紹介営業届出書(第11号様式の2)により行わなければならない。

- 2 前項の店舗型異性紹介営業届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 店舗型異性紹介営業施設付近の見取図及び当該施設の平面図
- (2) 届出者の住民票の写し（法人にあつては、法人の登記事項証明書）
- (3) 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括管理する者の住民票の写し
- (4) 店舗型異性紹介営業施設の営業場所の提供者が店舗型異性紹介営業を行うことを承諾していることを証する書類（営業場所の提供者が当該営業場所の所有者でない場合には、当該提供者及び所有者が承諾していることを証する書類）

- 3 条例第20条の3第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 店舗型異性紹介営業施設の営業場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 営業の方法

- 4 条例第20条の3第2項において準用する条例第10条第3項の規定による届出は、店舗型異性紹介営業届出事項変更（廃止）届出書（第11号様式の3）により行わなければならない。

- 5 前項の店舗型異性紹介営業届出事項変更（廃止）届出書には、第2項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

(従業者名簿)

第15条の3 店舗型異性紹介営業を営む者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかななければならない。

- 2 条例第20条の5に規定する規則で定める事項は、性別、採用年月日、退職年月日、従事する業務の内容及び生年月日の確認方法とする。

(店舗型異性紹介営業施設への表示)

第15条の4 条例第20条の6第1項の規定による表示は、第11号様式の4により行わなければならない。

(立入りを禁止する旨を明らかにする方法)

第15条の5 条例第20条の6第2項の規定によりその店舗型異性紹介営業施設への青少年の立入りを禁止する旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあってはその旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあってはその旨を公衆の分かりやすいように音声により告げることとする。

1 現状等

平成20年12月末現在、兵庫県下では、

- 類似ラブホテル 175店舗
- 風営法上の届出をしたラブホテル・モーテル 59店舗

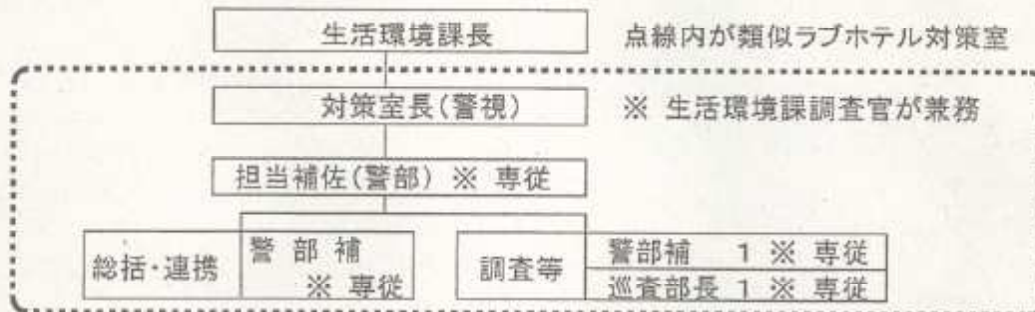
を把握している。

類似ラブホテルの建設等については地域住民の拒否反応も大きく、兵庫県では、平成16年9月、明石市において廃業したパチンコ店跡地にビジネスホテルを建設する旨の事業者の説明に対し、地元自治会等が偽装ラブホテルであるとして反対したのが発端となり、現在、明石市をはじめ、神戸市東灘区、姫路市及び丹波市において反対運動が行われている。

兵庫県警察においても類似ラブホテル対策は、地域の住環境の保持や、青少年の健全育成等の観点から重要な問題としてとらえ、兵庫県や神戸市等関係各市や消防等と連携して各種の対策を講じている。

2 体制

従来、生活環境課営業係が風俗営業の許可業務等のかたわら類似ラブホテル対策を担当していたが、他の事務とあわせて行うには無理があり、対応が困難となってきたところから昨年7月1日に類似ラブホテル対策チームを立ち上げ、昨年11月6日には同対策チームを「類似ラブホテル対策室」に改組し、体制を強化して、関係機関と連携した総合的な対策を推進している。



3 対策

兵庫県、神戸市等の関係機関と連携し、

- ① 県下の類似ラブホテルに対する立ち寄り・立入等を行いその実態把握に努めるとともに、風営法違反を現認すれば指導・警告、旅館業法違反の場合は保健所への通報を実施
- ② 指導・警告等に従わない悪質な業者に対する取締り
- ③ 県民の要望・意見の把握、業界団体等を通じての類似ラブホテルに対する改善指導の実施等を行っており、平成20年1月以降、立ち寄り等で現認した風営法違反に対し指導・警告9件を実施するとともに、旅館業法違反109件を保健所等に通報している。また、神戸市及び

明石市内の類似ラブホテル5店舗を風営法の禁止地域（区域）営業違反で検挙し、本年2月末までに3店舗、3法人・7名を送致し、残り2店舗については、法人代表者1名を逮捕勾留するなどして捜査中である。

なお、昨年11月に風営法の禁止地域（区域）営業違反で検挙した3店舗については、警察からの通報に基づき、神戸市が県下では初の旅館業法に基づく改善命令を発出し、ホテルの構造設備を改善させている。

4 問題点

(1) 類似ラブホテルに対する指導・取締りの限界

類似ラブホテルは旅館業法のホテル又は旅館の許可を受けて営業しており、風営法の規制対象とはならず警察官に立入権がない。このため店舗側の任意の承諾を得て立ち寄りを実施し、違反を現認すれば指導・警告を行っている。

また、取締りも困難で、例えば住居専用地域で営業している類似ラブホテルを風営法の禁止地域営業違反で検挙するためには、風営法上のラブホテルの営業が禁止されている禁止地域において、当該ホテルが同法及び施行令で定める

- 専ら異性を同伴する客の宿泊・休憩の用に供する施設であること
 - 食堂又はロビーの面積が、収容人員に応じ定められた数字以下の面積であること
 - 個室内に振動・回転ベット、特定用途鏡で1平方m以上のものなど、性具その他性的好奇心をそそる物品を提供する自動販売機等のいずれかを備えつけていること
- という3つ要件のすべてに該当する営業を行っていることを立証する必要がある。

そして、この要件をクリアして捜査に着手しても、類似ラブホテルの場合、税金対策等のために幾つもの法人を設立し、複雑な会計処理をしていることが多く、その資金の流れを把握し、経営実態を解明するのに大変な労力を必要とする。

風営法上のラブホテルの要件の見直しが必要と考える。

(2) 禁止地域営業違反等で、公安委員会が旅館業法上の許可の取り消し又は営業の停止を類似ラブホテルを風営法の禁止地域営業違反で検挙しても、旅館業法上の許可の取り消し又は営業停止等の処分をかけることができない。

禁止地域営業違反等で検挙した場合に公安委員会が、旅館業法の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができるように法を改正するべきである。

5 今後の取り組み

今後とも類似ラブホテル対策室を中心に立ち寄りなどによる実態把握を継続的に実施するとともに、兵庫県や神戸市等関係各市、消防等との連携を一層強化し、より効果的な指導・取締りなどを推進する。

なお、立地規制が効果的なことから、兵庫県や関係各市の担当部局に対し、今まで以上に類似ラブホテルの立地規制が可能な条例を制定すること、建設の申請段階から効果的な対応をすることなどを働きかけて行く。

子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について(要望)

全国偽装ラブホテルをなくす会

① 現行法 28 条の店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域の実質的遵守について

ラブホテル業者の利益優先主義に起因する問題は古くから存在し、昭和 32 年の[]小学校問題に端を発した「旅館業法の 100m 規制」、昭和 47 年の風俗営業取締法の「モーテル規制」、昭和 59 年の同法の「ラブホテル規制」がなされていますが、それ以降は法改正による手当てが行われていません(参照:「旅館業法での規制発端 記事」(別添 2 枚))。

長年に渡って法の手当てがなされなかったために、その間に各地で住民が反対運動を起こすまでに追い込まれたものです。ラブホテル規制条例を制定している自治体は当会調べで 200 に上ります。

私たちは、好んで住民運動を起こしているわけではなく、本来果たすべき役割を国及び地方の行政・議会が果たさなかったため、やむなく運動を起こさなければならぬ状況に追い込まれているものです(参照:「[]小学校新聞記事」(別添 6 枚))。

法の手当てがなされなかったために、現在の「偽装ラブホテル」が蔓延する状況に至ったものであり、今回の規制において、新規出店の規制は無論のこと、既存施設に対しても申請どおりの「ビジネスホテル」として営業する方向の行政指導を要望するものです。現状を追認するような規制は意味をなしません。

現行法の 200m の営業禁止区域の「実質的」な徹底を行ない、幼稚園・小学校等の学校施設等及び住宅地における環境を安心・安全かつ清純に保持することを要望します。

少なくとも今回の政令改正が既存の偽装ラブホテルに「お墨付き」を与える形にならない改正が必要です。

② 「児童買春」「強姦」「薬物乱用」「外国人の人身売買(売春婦として強制)」「犯罪逃亡者の潜伏先」等が常態化し犯罪の温床となっているラブホテルの適正化

ラブホテルにおいては、「児童買春」「強姦」「薬物乱用」「外国人の人身売買(売春婦として強制)」「犯罪逃亡者の潜伏先」等が常態化しております。新聞記事等で取上げられる上記犯罪はラブホテルがその現場となっていることが多数に上ります(参照:「ラブホテル内での犯罪記事」(別添 5 枚))。

特に、偽装ラブホテルでは「消極的サービス」(客との接触をなるべく少なくする)を行っており、従業員と接することなく利用できることが、犯罪を助長しているものと考えられます。

フロント業務の義務化・身分証提示の義務化を実施することで、未成年利用のチェック・犯罪の予防になります(映画でさえ R 指定があります)。一般のホテル及び旅館は、フロントにて宿泊者名簿記入・鍵の受け渡しが行われています。その点がラブホテル(偽装ラブホテルを含む)とその他のホテルとの大きな違いの一つといえます。

今回規制の対象に上がっている「出会い喫茶」についても、まさに「児童買春」の場がラブホテルなのです。この観点からも、犯罪の温床となっている偽装ラブホテルの営業形態の改善が喫緊の課題であると考えます。

また、過日逮捕された[]被疑者は、設立に際して制作した各種団体への配布用パンフレットにコンプライアンスを謳っておきながら、自身が長年に渡って違法営業を故意に行ってきたものです(参照:「偽装ラブホ経営者逮捕記事」(別添 1 枚))。

③ 子供へ与える影響等

「感受性の強い子ども」にとって、扇情的な外装及び電飾を「常時」目にすることは心身の発達に悪影響を及ぼします。住民にとっても、上記犯罪の常態化に加え、施設周辺でチカンなどの犯罪の増加の実害があります。また、ラブホテルは通常のビジネスホテルと異なり、建物自体が「性行為」

を象徴しているものであり(ラブホテルを見て一般人が何を連想するかを考えれば当然出てきます)、そのような施設を住民が「日常の生活の中で常に」目にする心理的・精神的負担があります。

子どもの良好な教育環境を整備する責務は国・行政にあり、子どもが安心・安全かつ清純な教育環境で教育を受ける権利及び自由は憲法26条・23条・13条後段で保障されています。

④ 業者の既得権について

業者の営業の自由(憲法22条)も無制約ではなく「公共の福祉」による制約(憲法22条)を受けるもので、業者の「やり得」を否認しない政策を要望します。

業者の既得権は「ビジネスホテル」に関するものであって、「ラブホテル」に関するものではありません。現在の「偽装ラブホテル」を「ラブホテル」としての届出を認め、現況の営業の継続を許可するような事態になれば、業者に対して一方的に営業の利益を警察行政が付与することになります。

また、業者の既得権は、行政が法改正によって手当てをしなかったため発生したもので、その代償を、子どもや住民が負担するものではありません。

⑤ 現在保護施設の200m規制区域内にある偽装ラブホテルのビジネスホテル化

- ・建物全体に対する直接・間接照明(ネオンサイン・LED等)の禁止
- ・休憩料金・空室状況の表示の禁止
- ・部屋に十分な採光を確保できる窓の設置の義務化

⑥ ラブホテルの定義の追加について

規制に実効性を持たせるために、以下の規制対象施設の定義の新設を要望します。

- ・建物全体に対して直接・間接照明(ネオンサイン・LED等)を施している施設
- ・休憩料金・空室状況の表示を行っている施設
- ・部屋に窓がないまたは採光を十分取れない窓が設置されている施設
- ・「ラブホテルに該当するかは施設の利用状況及び構造設備等を総合的に勘案して判断する」との規定の新設(新たな脱法行為が行われたときに速やかに対処するため)

⑦ 違反者の公表及び施設の入口に違反事実の掲示

コンプライアンスの徹底をはかるために、違反者の公表及び施設の入口に違反事実の掲示の義務化を要望します。

⑧ 現在200mの規制区域内に存在する偽装ラブホテルの実態の把握

- ・警察庁は昭和41年1月と5月に個室付浴場の設置場所について調査しています。
⇒この調査の発表が世論を喚起し現在の200m規制の規定の設置に至りました。

昭和41年1月	昭和41年5月
個室付浴場業 603	個室付浴場業 675
学校の敷地から100m以内…26	学校の敷地から100m以内…25
児童福祉施設 〃 …1	〃 200m以内…33
住居地域での営業…32	〃 300m以内…9
	〃 500m以内…18

※現存する偽装ラブホテルで、商業地内保護対象施設から200m以内にあるホテル数の把握

⇒国会答弁での警察庁提出資料では、当会が把握する限り大阪の数値にはかなりの隔たりがあるものと考えられます。